

高齢者補聴器購入費助成事業を開始します

～軽度・中等度難聴高齢者の補聴器購入費を上限3万円助成します～

7月 1 日から、軽度・中等度難聴の高齢者に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する「岩国市高齢者補聴器購入費助成事業」を開始します。

【 目 的 】

聴力機能の低下した軽度・中等度難聴の高齢者に対し、コミュニケーション能力の向上、認知症の予防や閉じこもりの防止を図り、もって高齢者の社会参加を支援するため。

【事業開始日】

令和6年7月 1 日から

【対 象 者】

次の(1)～(4)のすべての条件を満たしている方

- (1) 岩国市内に住所を有する 65 歳以上の方
- (2) 聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象でない方
- (3) 両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上の方

または、30 デシベル未満でも補聴器の装用が必要であると身体障害者福祉法第 15 条第1項に規定する医師が認めた方

- (4) 過去5年間にこの事業の助成の決定を受けていない方

【助成内容】

補聴器購入における助成申請書を提出して、交付決定を受けたものに対し、3万円を限度として、補聴器購入費を助成する。

【手続きの流れ】

裏面をご参照ください。

手続きの流れ(岩国市高齢者補聴器購入費助成事業)

①申請に必要な書類を準備する。

「申請書」と「医師意見書」の様式を市の窓口で受け取るか、市ホームページから印刷してください。

※窓口:高齢者支援課(市役所1階⑮番)、総合支所市民福祉課、支所

②耳鼻咽喉科を受診し、「医師意見書」の記入を受ける。

①で受け取った「医師意見書」の様式と保険証を、耳鼻咽喉科へお持ちください。

※医師意見書が作成できる医師は、身体障害者福祉法第15条第1項指定医師です。

(岩国市内の耳鼻咽喉科医師は、該当しています。)

※受診時の診察・検査や医師意見書にかかる費用は、自己負担となります。

※医療機関を受診した結果、助成の対象とならない場合があります。

受診した際、「補聴器購入より先に治療をしたほうが良い」、「障害者手帳の対象となる」等の診断があった場合、医師の指示に従ってください。

※聴覚障害に係る身体障害者手帳の対象となる方は、障害者支援課までお問い合わせください。

③補聴器取扱店で見積書を受け取る。

岩国市に補装具業者として登録を受けている販売店で、「医師意見書に基づく補聴器の見積書」をもらってください。

※補聴器の注文は、まだ行わないでください。

※登録を受けている販売店については、市へお問い合わせください。

※補聴器は、管理医療機器として認定された製品に限ります。集音器は、対象になりません。

※インターネット販売・通信販売や訪問販売での購入は、対象外です。

④申請書を市に提出する。

①に記載の窓口にて、申請書を提出してください。

※申請書に本人が自署できない場合、本人の押印が必要です。

※「医師意見書」と「医師意見書に基づく補聴器の見積書」の添付が必要です。

※その他、本人確認書類(マイナンバーカード、健康保険証等)、代理人の本人確認書類(代理申請の場合のみ)がそれぞれ必要です。

⑤市から決定通知書を受け取る。

市の審査完了後、「決定通知書」と「助成券」が届きます。

※「決定通知書」が届いてから注文をしてください。

⑥補聴器を購入する。

見積もりを受けた補聴器取扱店へ連絡の上、「助成券」を持参し、補聴器の購入費用から助成額(上限3万円)を差し引いた金額を支払い、補聴器を購入してください。助成券は受領日・受領者氏名欄に記入、委任者の欄に記入・押印の上、補聴器取扱店に渡してください。

※必ず、ご自身の聴力に合うように、調整をしてもらってください。